特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	母子保健に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
さつま町は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報のファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
鹿児島県さつま町長

公表日
令和5年6月29日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法の規定及び条例に基づき、母子保健情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析等の処理を行う。手続きについては「情報提供等記録開示システム」（マイナーポータル）を利用してサービス検索の利用を行うことができる。現行の窓口や郵送での書類の受け入れ以外に「鹿児島県電子申請共同運営システム』を利用した電子申請機能で受領を行う。通知については、現行の郵送等以外に「情報提供記録開示システム」（マイナーポータル）のお知らせ機能で通知を行うことができる。 　特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①健康診査の実施 ②妊娠の届出 ③母子健康手帳の交付 ④養育医療の申請及び給付 ⑤マイナーポータルにおけるサービス検索 ⑥鹿児島県電子申請共同運営システムにおける電子申請
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索機能（マイナーポータル）、情報提供記録開示システム（マイナーポータル）、鹿児島県電子申請共同運営システム

2. 特定個人情報ファイル名
健診対象者ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　番号法 ・　第9条第1項 ・　別表第一　49項 2　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第40条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供事務） 1　番号法第19条第8号、第9号　別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法」が含まれる項（26，56の2，69の2，87の項） 2　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・「母子保健法」が含まれる条（19，30，38の3，39，44） （情報照会事務） 1　番号法別表第二 ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「母子保健法」が含まれる項（69の2，70の項） 2　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第38条の3，39条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども支援課
②所属長の役職名	子ども支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	さつま町役場　子ども支援課　（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2　0996-53-1111）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さつま町役場　子ども支援課　（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2　0996-53-1111）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月1日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康増進課	子ども支援課	事後	組織再編に伴う変更
平成29年9月1日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①所属長	健康増進課長 四位 良和	子ども支援課長 鍛冶屋 勇二	事後	組織再編に伴う変更
平成29年9月1日	Ⅰ 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	さつま町役場 健康増進課	さつま町役場 子ども支援課	事後	組織再編に伴う変更
平成29年9月1日	Ⅰ 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	さつま町役場 健康増進課	さつま町役場 子ども支援課	事後	組織再編に伴う変更
平成29年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	評価の見直しによる
平成29年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	評価の見直しによる
平成30年9月1日	5評価実施期間における担当部署 所属長の役職名	子ども支援課長 鍛冶屋 勇二	子ども支援課長	事後	様式の変更に伴う変更
平成30年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	評価の見直しによる
平成30年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	Ⅳリスク対策 リスク対策の評価に変更		リスク対策の評価の実施	事後	評価様式の追加による
令和2年2月19日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務概要	母子保健法の規定及び条例に基づき、母子保健情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①健康診査の実施 ②妊娠の届出 ③母子健康手帳の交付 ④養育医療の申請及び給付	母子保健法の規定及び条例に基づき、母子保健情報管理、統計報告資料の作成、データ分析等の処理を行う。手続きについては「情報提供等記録開示システム」(マイナーポータル)を利用してサービス検索の利用を行うことができる。現行の窓口や郵送での書類の受け入れ以外に「鹿児島県電子申請共同運営システム」を利用した電子申請機能で受領を行う。通知については、現行の郵送等以外に「情報提供記録開示システム」(マイナーポータル)のお知らせ機能で通知を行うことができる。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①健康診査の実施 ②妊娠の届出 ③母子健康手帳の交付 ④養育医療の申請及び給付 ⑤マイナーポータルにおけるサービス検索 ⑥鹿児島県電子申請共同運営システムにおける電子申請	事後	評価の見直しによる
令和2年2月19日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索機能(マイナーポータル)、情報提供記録開示システム(マイナーポータル)、鹿児島県電子申請共同運営システム	事後	評価の見直しによる
令和2年2月19日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(26、56の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一覧(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項(70の項) 2番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) ・「母子保健法」が含まれる項(19、30、39、44) (命令における情報照会の根拠) ・第39条	＜情報提供事務＞ 1番号法第19条第7号、第8号 別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(26、56の2、69の2、87の項) 2番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報をさだめる命令 ・「母子保健法」が含まれる項(19、30、38の3、39、44) ＜情報照会事務＞ ・第一覧(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項(69の2、70の項) 2番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報をさだめる命令 ・第38条の3、39条	事後	評価の見直しによる
令和2年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和2年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	評価の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月29日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	＜情報提供事務＞ 1番号法第19条第7号、第8号　別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法」が含まれる項（26、56の2、69の2、87の項） 2番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・「母子保健法」が含まれる項（19、30、38の3、39、44） ＜情報照会事務＞ ・第一覧（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「母子保健法」が含まれる項（69の2、70の項） 2番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第38条の3、39条	＜情報提供事務＞ 1番号法第19条第7号、第8号　別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法」が含まれる項（26、56の2、69の2、87の項） 2番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・「母子保健法」が含まれる項（19、30、38の3、39、44） ＜情報照会事務＞ 1番号法別表第二 ・第一覧（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「母子保健法」が含まれる項（69の2、70の項） 2番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第38条の3、39条	事後	評価の見直しによる
令和3年6月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和3年6月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 4情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供事務） 1　番号法第19条第7号、第8号　別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法」が含まれる項（26, .56の2, 69の2, 87の項） 2　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・「母子保健法」が含まれる条（19, 30, 38の3, 39, 44）	（情報提供事務） 1　番号法第19条第8号、第9号　別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法」が含まれる項（26, 56の2, 69の2, 87の項） 2　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・「母子保健法」が含まれる条（19, 30, 38の3, 39, 44）	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和4年6月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和4年6月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和4年6月29日	Ⅰ　関連情報 4情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供事務） 1　番号法第19条第7号、第8号　別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法」が含まれる項（26, .56の2, 69の2, 87の項） 2　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・「母子保健法」が含まれる条（19, 30, 38の3, 39, 44）	（情報提供事務） 1　番号法第19条第8号、第9号　別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法」が含まれる項（26, 56の2, 69の2, 87の項） 2　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・「母子保健法」が含まれる条（19, 30, 38の3, 39, 44）	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価の見直しによる